

## 子どもを犯罪の被害から守る条例の施行状況について

### 1 条例制定の背景及び目的

子どもは、その心身が未成熟であり、犯罪の危険を回避する能力が低いため、地域社会全体で犯罪の被害から守っていくことが必要であるが、近年、子どもを狙った重大犯罪が全国的に多発している。本県においても、子どもに不安を与える声かけ・つきまとい等の警察への相談・届出件数が年々増加しており、子どもに対する迷惑防止条例違反行為や軽犯罪法違反行為の発生件数も増加傾向にある。

このように子どもを取り巻く治安情勢が深刻な状況にあることに鑑み、子どもを犯罪の被害から守ることについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、「強姦」、「強制わいせつ」、「逮捕・監禁」、「略取・誘拐」等の子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の規制を定め、もって子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成に資することを目的とするもの。

### 2 公布日及び施行日

公布日：平成 27 年 7 月 10 日（宮城県条例第 63 号）

施行日：平成 28 年 1 月 1 日

### 3 他県の状況

奈良県、大阪府、栃木県に次ぐ 4 例目。東北地方では初の制定・施行となる。

### 4 条例の概要

詳細については、「子どもを犯罪の被害から守る条例（リーフレット版）」を参照。

なお、本県の条例の特徴として、先行する他府県においては「甘言・虚言を用いて惑わす・欺く言動」を規制しているが、これに対し、本県においては、重大な犯罪につながりかねない行為を禁止する一方で、過度の規制により県民による子どもへの善意の声掛け等を萎縮させることなく、地域全体で子どもを守り育てる意識の醸成を図るため、「甘言・虚言を用いて惑わす・欺く言動」のうち、「人目につかない場所又は人気のない場所への誘い出し・誘い込み」を禁止することとしている。これにより、禁止行為の範囲が必要最小限となるように絞り込むとともに、禁止行為をより明確に規定している。

### 5 施行後の状況

罪種	H28 (H28.1～H28.12)	H29 (H29.1～H29.9)
子どもを犯罪の被害から守る条例違反（うち警告数）	282(11)	257(13)
1号違反（誘い込み）	35	23
2号違反（義務なき行為の要求）	95	89
3号違反（言い掛かり・すごむ）	17	18
4号違反（つかむ・立ちふさがる・つきまとう）	135	127

※検挙数は H28.1～H29.9 を通じて 0 件